

平成30年度「船員災害防止実施計画」(案)へのご指摘を踏まえた対応

1. 12ページ メンタルヘルスの「確保」の表現の適否について

(1) 陸上労働の関連指針における用例は次のとおり。

- ①「心の健康対策(メンタルヘルスケア)」
- ②「労働者の心の健康の保持増進のための指針(メンタルヘルス指針)」
- ③「労働者の心の健康の保持増進のための措置(メンタルヘルスケア)」

(2) また、第12次労働災害防止計画(平成25年2月)には「メンタルヘルス対策」という記載があるが、これを上記(1)に即せば、「心の健康対策」・「労働者の心の健康保持増進対策」となること。

(3) 上記のとおり、「メンタルヘルス」は中立的な用語ではなく、積極的な意味合いを持つ用語として考えられること、上記用例を平成30年度船員災害防止実施計画(案)の「メンタルヘルスの確保」にあてはめると、「心の健康の確保」、「労働者の心の健康の保持増進の確保」となることから、計画原案における「メンタルヘルスの確保」は適切な表現と考えられる。

<参考>

第11次船員災害防止基本計画(抄)

Ⅲ 船員災害防止のための対策

2. 主要な対策の推進

(6) パワーハラスメント防止とメンタルヘルスの確保

平成30年度「船員災害防止実施計画」(案)へのご指摘を踏まえた対応

2. 15ページ 海中転落者を救出するための緊急的な措置についての記載

海中転落発生時の生存対策のみならず、海中転落時の救助に係る緊急的なノウハウを記載すべきとのご指摘を踏まえ、「(4)海中転落に備えた対策」について、以下の追記を行うこととしたい。

(修正案)

(4)海中転落に備えた対策

(略)

なお、海中転落事故が発生した場合には海中転落者を迅速に救助することができるよう、ウィリアムソントン等の操船術、海中転落者の取り込み方法及び心肺蘇生方法、さらに緊急時連絡体制の確認等を含む海中転落救助訓練を行う。

<参考>

「ウィリアムソントン」(旅客船操練手引書(抄))

海中転落者の舷へ舵を一杯にとり、元の針路から60°～90°回頭したところで逆に舵を反対舷一杯として、針路が元の針路と反対の針路となるように回頭(180°回頭したことになります)し、停止操船に移る方法です。